令和４年度　日出町障がい者就労施設等優先調達方針

　この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」第９条第１項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、下記のとおり調達方針を定めるものである。

１　適用範囲

　　この調達方針は、日出町の全組織を対象とする。

２　調達する物品等及びその目標

　　町が障がい者就労施設等から調達する物品等及びその目標は次のとおりとする。（下記に記載のないものであっても、町が調達可能な物品、役務であれば対象とする）

　　・物品（食料品、農産物、印刷物、花苗、記念品、日用品、その他）　 58,000円

　　・役務（軽作業、草刈り、清掃作業、その他）　　　　　　　　　　 1,150,000円

３　調達実績の公表

　　調達実績については、当該年度終了後遅滞なく実績をとりまとめ、町ホームページ等により公表するものとする。

４　その他物品等の調達の推進に関する事項

　　障害者就労施設等が供給できる物品等については、施設からの情報をもとに各組織に情報提供を行うものとする。

５　方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、介護福祉課 障害福祉係とする。